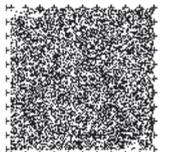
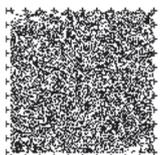


資料編

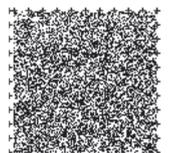




1 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員名簿

令和6年3月現在

氏名	任期	選出区分	備考
鈴木 隆一	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	一般社団法人野田市医師会の代表	会長
中林 隆	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	一般社団法人野田市歯科医師会の代表	
秋田 茂	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	野田市薬剤師会の代表	
古賀 晴美	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	野田保健所の代表	
小林 幸男	令和6年2月1日から 令和7年3月31日まで	社会福祉法人野田市社会福祉協議会の代表	副会長
豊田 義雄	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	野田市民生委員児童委員協議会の代表	
寺嶋 雪子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
大用 菜穂子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	民間老人福祉施設の代表	
遠山 康雄	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
中村 綾子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
白島 智子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
高森 輝行	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
山崎 美紀	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
山名 裕里	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
江幡 吉生	令和5年6月5日から 令和7年3月31日まで	野田市自治会連合会の代表	
鈴木 剛	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
須賀田 貞彦	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	野田市いきいきクラブ連合会の代表	
中山 道子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
香山 啓	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	松戸公共職業安定所野田出張所の代表	
澤田 健次郎	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	公益社団法人野田市シルバー人材センターの代表	
篠田 恵美子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	地区社会福祉協議会の代表	
藤井 愛子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
波戸 タカ子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
森田 邦子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
三輪 秀民	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	学識経験者	
柳田 信也	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
天神 敏門	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	公募に応じた市民	
高橋 武宜	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	
鏡 浩美	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	その他市長が必要と認めた者	
内藤 公子	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	〃	



2 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例

平成6年3月31日

野田市条例第6号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

改正 平成10年9月30日条例第25号

平成18年9月29日条例第37号

平成20年3月31日条例第4号

(題名改称)

平成24年7月13日条例第18号

平成25年6月28日条例第31号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、老人福祉計画及び介護保険事業計画の円滑な実施の推進等を図るため、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平20条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく老人福祉計画の策定及び見直しに関すること。

(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業計画の策定及び見直しに関すること。

2 前項に掲げるもののほか、委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 老人福祉法に基づく老人福祉計画の推進に関すること。

(2) 介護保険法に基づく介護保険事業計画の推進に関すること。

(3) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

(4) 地域密着型サービスの指定及び運営に関すること。

(5) その他老人の福祉に関すること。

(平18条例37・平20条例4・一部改正)

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 一般社団法人野田市医師会の代表

(2) 一般社団法人野田市歯科医師会の代表

(3) 野田市薬剤師会の代表

(4) 野田保健所の代表

(5) 社会福祉法人野田市社会福祉協議会の代表

(6) 野田市民生委員児童委員協議会の代表

(7) 民間老人福祉施設の代表

(8) 野田市自治会連合会の代表

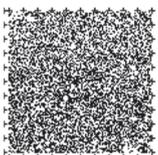
(9) 野田市いきいきクラブ連合会の代表

(10) 松戸公共職業安定所野田出張所の代表

(11) 公益社団法人野田市シルバー人材センターの代表

(12) 地区社会福祉協議会の代表

(13) 学識経験者



- (14) 公募に応じた市民
- (15) その他市長が必要と認めた者
(平18条例37・平24条例18・平25条例31・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平18条例37・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平18条例37・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(他の条例の廃止)

2 野田市老人保健福祉計画作成懇談会設置条例(平成4年野田市条例第28号)は、廃止する。

附 則(平成10年9月30日野田市条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の野田市老人保健福祉計画推進委員会設置条例の規定に基づいて、野田市老人保健福祉計画推進委員会委員として委嘱されている者は、改正後の野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例(以下「新条例」という。)の規定に基づいて、野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により委嘱されたものとみなされた委員に係る当該任期については、新条例第4条第1項中「2年」とあるのは「平成10年7月1日から平成12年9月30日まで」と読み替えて適用する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第37号)

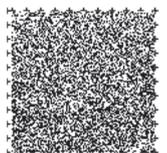
(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(野田市高齢者サービス調整委員会設置条例の廃止)

2 野田市高齢者サービス調整委員会設置条例(平成元年野田市条例第8号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日野田市条例第4号)



(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第3条第2項の規定により委嘱されている野田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員は、第4条の規定による改正後の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第3条第2項の規定により野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員として委嘱されたものとみなす。

附 則（平成24年7月13日野田市条例第18号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日野田市条例第31号）

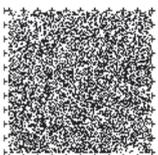
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(審議会等への公募委員の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

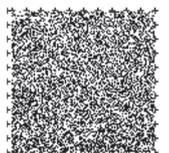
- 2 審議会等への公募委員の導入に伴う関係条例の整備に関する条例（平成24年野田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条のうち野田市人権施策推進協議会設置条例第3条第2項の改正規定中「同条第2項第7号中「医師会」を「社団法人野田市医師会」に改め、同項」を「同条第2項」に改める。

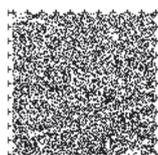


3 用語解説

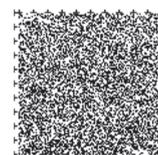
用語		説明	頁
あ 行			
1	アセスメント	介護や障がいのサービス提供や生活困窮者等への支援に当たり、その人の身体状況、精神状況や生活環境、背景や要因を含め、ケアプラン等の作成や、今後の支援に必要な見通しをたてるために、事前に把握、評価、分析を行うこと。	97
2	移送サービス	要介護者等の移動手段を確保するため、タクシー運賃の一部助成（福祉タクシー事業）や福祉カーの貸出し等を行うサービス。	58
3	一般介護予防事業	全ての高齢者が介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めるための事業。要支援者等も参加できる住民運営の通りの場の充実、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業等。	29
4	オレンジカフェ （認知症カフェ）	認知症の方やその家族、地域住民、専門職の方など誰でも自由に参加することができ、同じ経験を持つ人たちが悩みの相談や介護に関する情報交換など、交流をする場所。	60
か 行			
5	介護	身体又は精神の障がいがあり、日常生活動作に支障がある方に対し、食事、入浴、排せつ等生活に必要な基本的動作を介助し、その他身体面において日常生活の全般を支え、助けること。	3
6	介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設。	26
7	介護給付	要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。5段階の給付区分があり、訪問介護・訪問入浴・訪問リハビリテーション・訪問看護などの居宅サービスや、介護保険施設を利用した施設サービス、市町村が行う地域密着型サービスなどがある。	7
8	介護保険サービス	介護保険制度では、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援をいう。	29
9	介護支援専門員	「ケアマネジャー」参照。	68
10	介護支援専門員協議会	実際に活動している介護支援専門員等で構成され、ケアプランにおける事例検討、情報交換、及び研修会等を行い、会員の資質の向上を図る。	127
11	介護者	要介護・要支援認定者を介護する人。	7



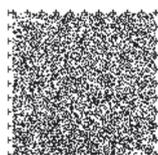
用語		説明	頁
12	介護相談員	介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う人。サービス事業所等への介護相談員派遣等事業を行う市町村に登録されている。利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図り、苦情に至る事態を未然に防止する。	117
13	介護認定審査会	医療・保健・福祉の専門家により構成される機関で、介護等を必要とする程度（要介護度）等についての審査・判定を行う。	7
14	介護報酬	介護サービス事業者が、介護保険制度におけるサービスを提供した対価として、厚生労働大臣が定めた算定基準に基づき、保険者である市町村と利用者から、介護サービス事業者へ支払われる費用のこと。	44
15	介護保険事業計画	3年を1期とする当該市町村が行う市町村介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。	6
16	介護保険施設	介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設、介護医療院がある。	26
17	介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。	4
18	介護予防支援	要支援1・2の認定者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成、サービス事業所等との連絡調整などを行う。	6
19	介護予防事業	地域の高齢者が要介護状態となることを予防する目的で実施される事業。健康な高齢者を対象とする一次予防事業と要介護状態等となるおそれのある高齢者を対象とする二次予防事業がある。	4
20	介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つ。要支援者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等。	82
21	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	市町村の判断で利用者の状態・意向を踏まえ、介護予防、生活支援（配食・見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的に多様なサービスを提供する事業。	4



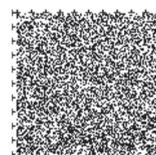
用語		説明	頁
22	介護療養型医療施設 (介護療養病床)	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な要介護認定者のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。	124
23	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい要介護認定者のための施設。入所により、食事・入浴・排せつなどの介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援などが受けられる。介護保険法では、介護老人福祉施設、老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれている。	124
24	介護老人保健施設 (老人保健施設)	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。利用者の状態に合わせたケアプラン（施設サービス計画）に基づき、医学的管理の下で、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて受けることができる。	7
25	看護	疾病や負傷等により療養中の人に対し、家庭や病院で療養上必要とする世話、医学的な援助を行うこと。看護の範囲は多岐にわたり、日常生活の身の回りの介助や診療の補助までを行う。介護保険制度では介護サービスの一つに訪問看護がある。	6
26	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせたサービスにより、介護と看護サービスの一体的な提供を行うサービス。	5
27	機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している人に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のこと。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等（社会的機能訓練）がある。	119
28	キャラバン・メイト (認知症キャラバン・メイト)	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。	114
29	救急医療情報キット	高齢者が自宅で倒れ、救命活動が必要になった時に救急隊や医師などに個人の投薬情報や医療情報を円滑に伝達するための道具で、情報を記入するカードと保管容器キットが設置されていることを示すステッカーで構成される。	140



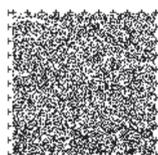
用語		説明	頁
30	共生型サービス	障害福祉サービス事業所等であれば介護保険事業所としての指定を受けやすくする特例を設けることにより、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくし、障がい者が高齢者になった場合になじみの事業所を利用し続けられるようにする仕組み。	4
31	居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。	133
32	居宅介護支援事業所	ケアマネジャー（介護支援専門員）が常駐し、要介護者や家族の依頼を受けて、要介護者の心身の状況、環境、希望等を考慮してケアプラン（居宅サービス計画）の作成やその他の介護に関する相談を行う。	6
33	居宅サービス計画	「ケアプラン」参照。	131
34	居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が在宅で介護を受ける人の家庭を訪問し、薬の服用についてのアドバイスや栄養面での指導、歯の衛生管理のために歯みがき指導や入れ歯の洗浄など、日常の健康管理チェックを行うこと。	179
35	ケアハウス	老人福祉法に基づく軽費老人ホームの一つ。原則として60歳以上の方（夫婦の場合、どちらかが60歳以上）で、かつ自炊が困難である等、独立した生活に不安が認められるが、家族の援助が得られない高齢者を対象とした入所施設である。	26
36	ケアプラン	要介護認定者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。	82
37	ケアマネジメント	要介護・要支援認定者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。介護保険制度で位置付けられている機能。	4
38	ケアマネジャー	ケアマネジメントの機能を担うために厚生労働省令で定められた専門家のことで、要介護・要支援認定者本人やその家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し給付限度額を目安に、ケアプランを作成する。サービスの利用について介護サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。	59



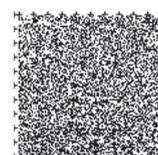
用語		説明	頁
39	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題となっている。	29
40	権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行うこと。	57
41	後期高齢者	75歳以上の高齢者。	3
42	コーホート要因法	同年又は同期間に出生した集団についての人口変化を推計する方法。例えば、ある地域の20から24歳の人口は、5年後には25から29歳の集団となるが、5年間の人口変化は死亡数と移動数（地域の人口流出入）によって生じるものであり、この死亡数と移動数を仮定することで人口を推計する手法。	22
43	高齢化率	高齢者の人口比率。65歳以上の人口を総人口で除した比率のこと。	3
44	高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為を意味する。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。	7
さ 行			
45	サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。	123
46	市民後見人	親族や弁護士等の専門職ではなく、一般市民が務める成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。	115
47	社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。	9
48	社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、厚生労働省から認可を受けた専門職。日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を担う。	72



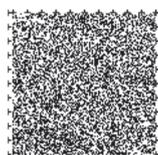
用語		説明	頁
49	社会福祉法人	社会福祉事業を行うために社会福祉法に基づいて設立される法人。社会福祉法人には、国や地方公共団体から補助・助成・税制優遇措置等、運営上の支援が行われている。	128
50	主任介護支援専門員	保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、ケアマネジャーに対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術の習得をし、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践などが期待される専門員。	72
51	住宅改修	手すり取付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り換え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。	130
52	小規模多機能型居宅介護	居宅の要介護者を対象に、通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する。	6
53	食生活改善推進員	「自分の健康は自分の手で」をスローガンに正しい食生活を実践し、それを周囲に広めていくことを目的として設置されている制度的ボランティア。自治体が委嘱をしている。	144
54	シルバー人材センター	高齢者に対して、生きがいづくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体。	157
55	生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う専門員。	66
56	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。	68
57	成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。	57
58	前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者。	3
た 行			
59	第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。	18
60	第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。	19



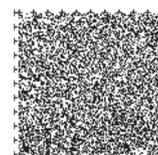
用語		説明	頁
61	団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。令和7（2025）年には、全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費など様々な分野に影響が出るものと考えられている。	3
62	短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練。	128
63	短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。	179
64	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会。	4
65	地域ケア会議	医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実や高齢者に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めるための会議。	53
66	地域マネジメント	市民の生活の場である地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、評価と計画の見直しを繰り返すことにより、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組。	66
67	地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。	4
68	地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。	4



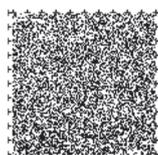
用語		説明	頁
69	地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報がシステムに一元化され、かつグラフ等を用いて提供される。	21
70	地域包括支援センター	地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。	4
71	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象とした、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービス。	120
72	地域密着型サービス	要介護認定者等の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。	4
73	地域密着型通所介護 （小規模デイサービス）	老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練をいう（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除く。）。	44
74	チームオレンジ	地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付け、認知症の人が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める仕組み。	98
75	通所介護 （デイサービス）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで施設サービスを利用すること。行き帰りの送迎や食事、入浴、レクリエーションや機能訓練を受けることもできる。	45
76	通所リハビリテーション （デイケア）	在宅で介護を受けている人が、日帰りで医療機関や介護老人保健施設にて、リハビリテーションを受けること。心身の機能に低下がみられる人が対象となる。	179
77	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通して、訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービス。	4



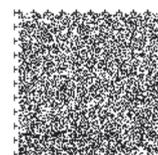
用語		説明	頁
78	特定健康診査	40歳以上75歳未満の人に対してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的として医療保険者が行う健康診査。	145
79	特定施設	有料老人ホーム、軽費老人ホーム及び養護老人ホームをいい、これらの特定施設は、指定基準を満たすことで、特定施設入所者生活介護事業所の指定を受けられる。	26
80	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している要介護認定を受けた利用者に対して、食事・入浴・排せつ等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となる支援を行う。	179
81	特定福祉用具購入	福祉用具のうち、入浴や排せつの際に用いられる等、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」という。）を購入すること。該当用具：腰掛便座、自動排せつ処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排せつ予測支援機器。	179
82	特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した人に対して、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導をいう。	145
な 行			
83	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内にいくつか設定される生活圏域。	24
84	日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神的障がいなどがあるために、自分の判断で適切に福祉サービス等を利用することが困難な方に対して、相談、助言、代行、代理の方法により福祉サービス利用の援助、日常的金銭管理、書類の預かり等を行う事業。この事業は、利用者と都道府県社会福祉協議会等の契約に基づいてサービスを提供するシステムのため、利用者は契約内容を理解する能力が必要となる。かつては、「地域福祉権利擁護事業」として実施されていたが、平成19年4月に名称が変更された。	70
85	任意事業	地域支援事業のうち、介護給付費適正化事業、家族介護支援事業等のこと。	82



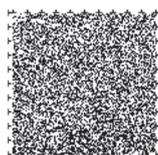
用語		説明	頁
86	認知症	一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。以前は痴呆症と呼ばれていた。	4
87	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。	98
88	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う。認知症サポーターには認知症を支援する目印として「オレンジリング」を付けてもらう。	57
89	認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していくこと。対象期間は令和7（2025）年までとし、施策の推進は以下の5つの柱に沿って実施する。 ①普及啓発・本人発信支援②予防③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援⑤研究開発・産業促進・国際展開	7
90	認知症初期集中支援チーム	認知症の早期診断・早期対応を目的とし、認知症専門医や保健師、看護師、社会福祉士などの医療・福祉の専門スタッフで構成された専門職のチーム。認知症の早期から家庭訪問等を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行う。	98
91	認知症対応型共同生活介護 （認知症グループホーム）	比較的安定した状態にある要支援2以上の認知症の人を対象にした入所施設で、要介護者等が共同生活の中で入浴、食事等や機能訓練を行うサービス	119
92	認知症対応型通所介護 （認知症デイサービス）	比較的安定した状態にある認知症の要介護者が通所しながら、入浴、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス	119
93	認知症地域支援推進員	地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。	98



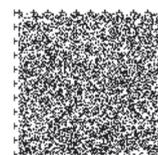
用語		説明	頁
94	認定調査	要介護等認定の申請を受理した後、市の職員または市から委託を受けた居宅介護支援事業所等のケアマネジャーが申請者の自宅等を訪問し、本人の心身の状況や環境等を聞き取り調査すること。	58
95	認定率	高齢者に占める要介護等認定者の割合。	18
は 行			
96	徘徊高齢者	認知症などで徘徊により居場所が分からなくなっている高齢者。	116
97	配食サービス	おおむね65歳以上で調理が困難な高齢者等に食事を配達しながら安否確認を行うサービス。介護保険のサービスではない。	101
98	バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁（バリア）を除去する必要があるという考え方。	157
99	被保険者	保険料を支払い、保険給付などを受ける権利を持つ者をいう。	5
100	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。	170
101	福祉タクシー	要介護者が通院、会合への出席、および訪問時に福祉タクシーを利用した際、運賃の一部を助成するサービス。	37
102	福祉用具貸与	高齢者の身体機能の変化に対応するため、福祉用具指定を受けた用具が借りられる。車いす、特殊寝台、手すり、スロープ等。	132
103	布団乾燥サービス事業	ひとり暮らし、寝たきりの高齢者等を対象に布団の乾燥を行うサービス。介護保険のサービスではない。	150
104	包括的支援事業	地域支援事業のうち、地域包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等。	4
105	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を受ける人の自宅を訪問し、日常生活をサポートする。入浴、排せつ、食事の介護等。	45
106	訪問看護	在宅で介護を受ける高齢者等に主治医の指示に基づき看護師等を派遣し、病状の確認や医療処置を行うこと。	98
107	訪問指導	療養上の相談を希望する人を対象に保健師または看護師が家庭を訪問し、看護方法、療養方法等を指導している。	146



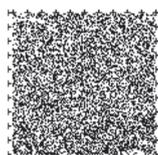
用語		説明	頁
108	訪問入浴介護	在宅にて介護を受けている人が、自宅浴室等での入浴が困難な場合に、巡回入浴車で各家庭を訪問し、居間等での入浴及び介助を行う。	179
109	訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等の専門職が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーション。作業療法士：身体又は精神に障がいのある人に対し、応用的に動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための作業を行わせる専門職。	7
110	訪問理容サービス事業	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者のみの世帯で、一般の理容サービスの利用が困難な方などに、理容サービスに係る訪問費用を助成する事業。介護保険のサービスではない。	150
111	保険給付	介護保険サービスの総費用から、利用者負担によりまかなわれる部分を除いた、介護保険でまかなう費用。要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付、条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。	4
112	保健師	保健指導に従事する者。病気やケガを未然に防ぐ「予防介護」を目的とし、相談や健康管理等の保健指導を行う専門家。	72
113	保険者	介護保険制度における保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割には、被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の策定、第1号被保険者保険料の決定・徴収、介護保険特別会計の設置・運営などがある。	4
114	保険料	介護保険の加入者が保険給付に要する費用の財源として保険者に支払う料金。 ・第1号被保険者の保険料 市町村が条例で定め、徴収する。 ・第2号被保険者の保険料 市町村では徴収せず、加入する医療保険者が徴収する。	4
115	保険料基準額	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、更に12か月で除したものの。	191
116	ボランティアコーディネーター	ボランティア希望者とボランティアを求める人を結びつけたり、相談や助言、情報提供等の支援を行い、ボランティア活動の円滑な推進を担う者。	155



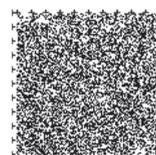
用語		説明	頁
ま 行			
117	民生委員児童委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。	70
や 行			
118	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせて利用する訪問介護サービスのこと。	128
119	有料老人ホーム	食事の提供、介護の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理のいずれかの便宜を供与することを目的とする施設。	4
120	要介護認定・要支援認定	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。	94
121	要介護認定・要支援認定者 (要介護等認定者)	介護保険のサービスを利用するために、市に要介護等の認定申請をし、訪問調査や審査を経て「介護や支援が必要である」と認定された方。介護等を必要とする状態の程度に応じて、要支援1～2（要支援者）と要介護1～5（要介護者）に区分される。	18
122	養護老人ホーム	環境上の理由や経済的な理由で、在宅で養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームと違い、介護保険施設ではなく、行政による措置施設であり、入所の申込みは施設ではなく市町村に行う。	26
123	予防給付	要支援1・2の方を対象に実施される給付のうち、ホームヘルプとデイサービスを除いた給付のこと。	84
ら 行			
124	理学療法士	身体に障がいのある人に対し、基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせ、マッサージなどを行う専門職。	92
125	リバース・モーゲージ	現金収入の少ない高齢者が持ち家等の不動産を担保に毎月の生活費等を借り、本人が死亡した後に不動産を売却して一括返済する仕組み。	168



用語		説明	頁
126	リハビリテーション	何らかの障がいのある人の身体的・精神的・社会的能力を最大限に回復させるために行う機能訓練や社会復帰のために行う専門的な指導。	68
127	老人クラブ (いきいきクラブ)	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにすることを目的とした、会員の年齢はおおむね60歳以上の自主的な組織。	32
128	老人福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づき、福祉事業の量の目標及びその確保の方策、その他老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定める計画。	8
A～Z、0～9			
129	GPS	Global Positioning Systemの略。全地球測位システム。人工衛星の発する電波によって、地球上の現在位置を正確に測定するシステム。携帯用の無線発信機等を持たせることにより、対象者の居場所を検索・特定する。	116
130	ICT	Information and Communication Technologyの略。パソコンやインターネット等を用いた情報通信技術。ITとほぼ同様の意味だが、ネットワークを利用したコミュニケーションの重大性が増大しているため、Communicationという言葉を入れたICTが用いられている。	68
131	NPO (NPO法人)	Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。	69
132	PDCAサイクル	Plan-Do-Check-Actの略。品質管理手法の一つであり、Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の4段階を繰り返すことで継続的な業務の改善をしていく手法。近年では、ビジネスの現場に限らず幅広い分野で用いられている。	53



用語		説明	頁
133	8050問題	80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。「80代」の親が「50代」の子どもと同居・経済的支援をすることにより両方とも社会から孤立してしまう状態をなぞらえた中高年のひきこもりを抱える世帯を象徴した言葉。	83



野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画
野田市シルバープラン第9期計画

発行日：令和6年3月

発行：野田市

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話 04-7125-1111（代表）

編集：野田市 福祉部 高齢者支援課

本書には、携帯電話対応2次元バーコード「音声コード（Uni-Voice）」を添付しております。音声コード対応の携帯電話などで読み込むことで、音声コード内に収められた情報を音声で読み上げたり、テキストにて表示することができます。

また、本書には、読みやすいUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用しています。

